

第14節 教 育

第1 在留資格の審査

1 教育の在留資格について

「教育」の在留資格は、外国語教育等教育分野の国際化に対応し、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関等の語学教師等を受け入れるために設けられたものである。

2 該当範囲

入管法別表第1の2の表の「教育」の在留資格の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動

(1) 教育の在留資格に該当する範囲

ア 教育機関に所属する教師が当該教育機関の指示により一般企業等に派遣されて教育活動をする場合は、本在留資格の活動に含まれる。

(注) 一般企業等教育機関以外の機関で教育活動をする者の活動は、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する。

イ 外国の大学の日本分校に採用される場合

次の学校は学校法人の認可を受けており、同校に雇用された者については在留資格「教育」を決定する。これら以外の外国の大学の日本分校に採用された者については、「技術・人文知識・国際業務」を決定する。

(ア) ミネソタ州立大学機構秋田校（専門課程）

(イ) サザン・イリノイ・ユニバーシティー新潟校（専門課程）

(ウ) ニューヨーク州立大学 SUNY-SCCC（専門課程）

(エ) ニューヨーク市立大学広島校（専門課程）

(2) 用語の意義

ア 「設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関」とは、設備（校地、校舎等の施設と校具・教具を合わせたものをいう。）及び編制（学校を組織する学級数、学級を

組織する児童・生徒数、学校に配置すべき職員の組織をいう。)の観点から、おおむね各種学校規程(昭和31年文部省令第31号)に適合する教育機関をいう。

イ 「その他の教育」とは、語学教育は例示であり、教育内容は語学に限られないことを明示したものである。

(3) 他の在留資格との関係

以下の在留資格に係る活動は、教育をする活動が含まれるところ、教育の在留資格との関係は次のとおり。

ア 教授

大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において教育等をする活動が該当する。

イ 技術・人文知識・国際業務

一般企業等の教育機関以外の機関との契約に基づいて教育をする活動が該当する。

ウ 特定活動イ

本邦の公私の機関(別表第六に掲げる要件のいずれにも該当する事業活動を行う機関であって、法務大臣が指定するものに限る。)との契約に基づいて当該機関の施設において高度の専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育をする活動(教育については、大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校においてするものに限る。)又は当該活動と併せて当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育と関連する事業を自ら経営する活動が該当する。

(注) 特定活動告示36号に定める別表第六に掲げる要件については、別表第六の各号のいずれにも該当する事業活動を行う機関であることを要する。この在留資格に関する詳細は、第26節「特定活動」を参照。

3 基準

(1) 第1号

申請人が各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育をする活動に従事する場合又はこれら以外の教育機関において教員以外の職について教育をする活動に従事する場合は、次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が各種学校又は設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関であって、法別表第一の一の表の外交若しくは公用の在留資格又は四の表の家族滞在の在留資格をもって在留する子女に対して、初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関において教育をする活動に従事する場合は、イに該当すること。

イ 次のいずれかに該当していること。

- (1) 大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。
- (2) 行おうとする教育に必要な技術又は知識に係る科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）したこと。
- (3) 行おうとする教育に係る免許を有していること。
- ロ 外国語の教育をしようとする場合は当該外国語により12年以上の教育を受けていること、それ以外の科目の教育をしようとする場合は教育機関において当該科目の教育について5年以上従事した実務経験を有していること。

ア 要件の内容

(ア) 申請人が本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校において教員として、語学教育その他の教育をする活動に従事する場合は、基準1号に適合することを要しない。これらの教育機関において、教員補助等の教員以外の職に就いて教育をする活動に従事する場合は、基準1号のイ及びロのいずれにも適合することが求められる。

(注) ① 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は専修学校において教員として教育に従事する場合の資格要件について上陸基準上特段の定めはない。これは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校にあつては、学校教育法に基づく教員としての免許を、専修学校にあつては専修学校設置基準に基づく資格を有していることが求められることによる。

② 学校教育法の適用を受ける教育機関において教員として教育に従事する場合については、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）等により、一定の免許、資格を有しなければ教員となることができない。

③ 他方、教育職員免許法第3条の2第2項では、教員免許を有しない者については、教育委員会への届出をもって非常勤講師に充てることが可能である旨規定されており、当該届出が受理されている者については、免許や資格を有しなくとも基準1号に適合するものとして取り扱う。

(イ) 申請人が各種学校又は設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動に従事する場合は、基準1号のイ及びロのいずれにも適合することが求められる。

(ウ) 申請人が各種学校又は設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関であつて、法

別表第1の1の表の外交若しくは公用の在留資格又は4の表の家族滞在の在留資格をもって在留する子女に対して、初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関において教育をする活動に従事する場合は、基準1号イに該当することが求められる。

イ 用語の意義

(ア) 「教員以外の職」

教育職員免許法第2条第1項に定める「教育職員」以外の教育を行う職員をいう。

(注) 教育職員とは、学校教育法第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師(以下「教員」という。)をいう。

(イ) 「各種学校又は設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関であつて、法別表第一の一の表の外交若しくは公用の在留資格又は四の表の家族滞在の在留資格をもって在留する子女に対して、初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関」とは、いわゆるインターナショナル・スクールがこれに該当する。

(ウ) 「大学」には、日本の大学のほか、外国の大学も含まれる。

(エ) 「免許」は、外国で取得した免許も含まれる。

(オ) 「外国語の教育を使用とする場合は当該外国語により12年以上の教育を受けていること」とは、例えば、英語の教育に従事しようとする外国人の場合は、英語を使用して行われた教育を12年以上受けていることの意味である。その受けた教育内容は、英語又は英語に関係のある科目であることを要しない。

(2) 第2号

日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬については、第1節第2の「報酬」を参照。

4 審査のポイント

(1) 在留資格の決定時

ア 在留資格該当性に係る事項

(ア) 申請書の入国目的又は希望する在留資格欄が「教育」であることを確認する。

(イ) 申請書の稼働先、活動内容及び職務上の地位欄が「教育」の在留資格に係る活動

に該当することを確認する。

- (ウ) 申請書の雇用形態欄が非常勤の場合は、申請書の給与・報酬欄及び立証資料により、当該金額が本邦での活動に十分なものであることを確認する。当該金額が本邦での活動に十分とは認められない場合は、他の活動による報酬の有無等を確認する。

イ 上陸基準省令に係る事項

- (ア) 本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校において教員として、語学教育その他の教育をする活動に従事する場合

申請書の給与・報酬欄及び立証資料により、基準2号に適合することを確認する。

- (イ) 各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育をする活動に従事する場合又は本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校において、教員補助等の教員以外の職に就いて教育をする活動に従事する場合

- ① 大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けている場合

申請書の最終学歴を確認する。

- ② 行おうとする教育に必要な技術又は知識に係る科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了している場合

a 申請書の最終学歴、専攻・専門分野、職務上の地位欄を確認する。

b 立証資料により、専門士又は高度専門士の称号を付与されていることを確認する。

- ③ 上記①又は②のいずれにも該当しない場合

申請書の教育に係る免許の有無欄が「有」であること及び立証資料により、行おうとする教育に係る免許を有していることを確認する。

- ④ 申請書の給与・報酬欄及び立証資料により、基準2号に適合することを確認する。

- (ウ) 本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校若しくは専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において外国語の教育をしようとする場合又はそれ以外の科目の教育をしようとする場合

- ① 上記(ア)又は(イ)の事項を確認する。

- ② 申請書の職歴、外国語による教育をしようとする場合は、「当該外国語により教育を受けた期間」の欄及び立証資料により、教育をしようとする外国語により12年以上の教育を受けていること、それ以外の科目の教育をしようとする場合

は、申請書の職歴、「教育しようとする科目に係る実務経験年数」の欄及び立証資料により、当該科目の教育について5年以上従事した実務経験があることを確認する。

(エ) インターナショナル・スクールの場合

上記(イ)の①から③までのいずれかに該当し、かつ、同④に該当していることを確認する。

(2) 在留期間の更新時

ア 稼働先及び活動内容に変更がない場合

(ア) 申請書の稼働先、活動内容欄及び立証資料により稼働先及び活動内容に変更がないことを確認する。

(イ) 申請書の給与・報酬欄並びに住民税課税(非課税)証明書及び納税証明書により、申請人が本邦で就労を予定する期間において、「教育」の在留資格をもって活動するのに十分な報酬額であることを確認する。

イ 稼働先又は活動内容に変更がある場合(適用される基準に変更がある場合に限る。)

(ア) 上記(1)イの(ア)から(エ)までの事項を確認する。

(イ) 申請書の給与・報酬欄並びに住民税課税(非課税)証明書及び納税証明書により、申請人が本邦で就労を予定する期間において、「教育」の在留資格をもって活動するのに十分な報酬額であることを確認する。

5 立証資料

第31節別表による。

6 在留期間

在留期間	運用
5年	<p>次の①、②及び⑤のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの</p> <p>① 申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出(例:住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出)義務を履行しているもの(上陸時の在留期間決定の際には適用しない。)</p> <p>② 学齢期(義務教育の期間をいう。)の子を有する親にあつては、子が小学校、中学校又は義務教育学校(いわゆるインターナショナルスクール等も含む。)に通学しているもの(上陸時の在留期間決定の際には適</p>

	<p>用しない。)</p> <p>③ カテゴリー1 (小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に常勤で勤務する場合) に該当するもの</p> <p>④ カテゴリー2 (③以外の教育機関に常勤で勤務する場合) に該当する場合は、「教育」の在留資格で3年又は5年の在留期間が決定されている者で、かつ、本邦において引き続き3年以上「教育」の在留資格に該当する活動を行っているもの</p> <p>⑤ 就労予定期間が3年を超えるもの</p>
3年	<p>次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 次のいずれにも該当するもの</p> <p>a 5年の在留期間の決定の項の①及び②のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの</p> <p>b 就労予定期間が1年を超え3年以内であるもの</p> <p>② 5年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの</p> <p>a 5年の在留期間の決定の項の①又は②のいずれかの要件を満たさず、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの</p> <p>b 就労予定期間が1年を超えるもの</p> <p>③ 5年、1年又は3月の項のいずれにも該当しないもの</p>
1年	<p>次のいずれかに該当するもの (3月の項に該当するものを除く。)</p> <p>① 3年又は1年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に5年の在留期間の項の①又は②のいずれかにの要件を満たさないもの</p> <p>② 職務上の地位、活動実績、所属機関の活動実績等から、在留状況を1年に1度確認する必要があるもの</p> <p>③ 就労予定期間が1年以下であるもの (非常勤職員等契約期間が1年以下であっても、活動実績等から契約期間の更新が見込まれるものを除く。)</p>
3月	就労予定期間が3月以下であるもの

※1 申請人が納税を始めとする各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

2 刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許

可とする場合の在留期間を検討することとなる。

3

(1)

ア

イ

(2)

- 4 中長期在留者からの在留期間更新許可申請時においては、就労予定期間が残り3月未満の場合であっても、中長期在留者から除外されることのないよう、原則として「3月」ではなく「1年」を決定する。

第2 応用・資料編

1 研究開発学校指定を受けた小・中学校に採用され英語教育等に従事する外国人の在留資格

文部科学大臣は、特定の小学校及び中学校を「研究開発学校」に指定し、英会話等に関する教育課程の研究開発の委嘱を行っている。同委嘱を受けた小学校又は中学校では、英語教育の在り方等を研究開発するための外国人を雇用し、英語学習指導カリキュラムの作成協力等の補助業務を担当させている。

当該外国人教師については、「教育」の基準省令の「又はこれら以外の教育機関において教員以外の職について教育をする活動に従事する場合」に該当する。

2 JET プログラムによる語学指導助手

語学指導助手として入国する外国人は、大学卒業後間もない者であり、通常日本の教員免許を有していないため、大部分の者は、「教員以外の職」に就いて、高校の教員の補助者等として語学指導等の教育をする活動に従事している（第12編第2章第1節第10の6参照。）。

3 インターナショナルスクールの教員

(1) いわゆるインターナショナルスクールの教員については、大学卒業若しくはこれと同程度以上の学歴又は教員免許を有していれば足りる（基準省令1号イ）。

(2) 初等教育とは、小学校及び幼稚園段階における教育をいい、幼児教育を担当する教員

についても「教育」に該当する。

- (3) 中等教育とは、中学校及び高等学校段階における教育をいう。
- (4) 設備及び編制に関して日本インターナショナルスクール協議会加盟校に準ずる教育機関であると判断されるものにおいて教育活動に従事しようとする者について、「教育」を付与することが適当と判断する場合は、協議会加盟校と同様に扱って差し支えない。

【参考】

北海道インターナショナルスクール	北海道札幌市
東北インターナショナルスクール	宮城県仙台市
西町インターナショナルスクール	東京都港区
モンテソーリ・スクール・オブ・東京	東京都港区
東京インターナショナル・スクール	東京都港区
聖心インターナショナルスクール	東京都渋谷区
ブリティッシュスクールイン東京	東京都渋谷区
東京ユニオンチャーチプレススクール	東京都渋谷区
東京韓国学校	東京都新宿区
カナディアン・インターナショナル・スクール	東京都品川区
セントメリーズ・インターナショナルスクール	東京都世田谷区
清泉インターナショナルスクール	東京都世田谷区
アオバジャパンインターナショナルスクール	東京都杉並区
ニュー・インターナショナル・スクール	東京都豊島区
サンタマリアスクール	東京都練馬区
K-インターナショナルスクール	東京都江東区
アメリカンスクールインジャパン	東京都調布市
クリスチャンアカデミーインジャパン	東京都久留米市
東京インターナショナルラーニングコミュニティ	東京都府中市
サンモールインターナショナルスクール	神奈川県横浜市
横浜インターナショナルスクール	神奈川県横浜市
東京横浜独逸学園	神奈川県横浜市
つくばインターナショナルスクール	茨城県つくば市
コロンビアインターナショナルスクール	埼玉県所沢市
名古屋国際学園	愛知県名古屋市
大阪YMCAインターナショナルスクール	大阪府大阪市

大阪インターナショナルスクール	大阪府箕面市
京都インターナショナルスクール	京都府京都市
聖ミカエルインターナショナル	兵庫県神戸市
マリストブラザーズインターナショナルスクール	兵庫県神戸市
カナディアンアカデミー	兵庫県神戸市
関西クリスチャンスクール	奈良県生駒市
広島インターナショナルスクール	広島県広島市
福岡インターナショナルスクール	福岡県福岡市